

調査・研修等計画届出書

令和元年6月4日

瀬戸市議会議長様

議員名 松原大介



政務活動として、下記のとおり調査・研修等を実施いたします。

記

期日	令和元年 7月 22日から 7月 23日まで (1泊2日)	
調査先・研修名	埼玉県狭山市・東京都豊島区	
会場名(会場所在地)	狭山市役所・豊島区役所	
調査・研修の目的 (今回の調査・研修に係る瀬戸市・自己の現状と課題を踏まえて)	<p>7/22 狹山市 調査項目：市民への議会広報の充実について (CATV 議会情報番組)</p> <p>目的：開かれた議会とするため、市民に対し更なる議会情報の発信が課題であります。 狹山市議会さんでは、CATVを活用し、年12本を撮影し1日4回1週間の放送をされています。番組の企画立案・原稿作成・撮影を議員自らが番組を作成されているので、その手法等の調査研究をするため。</p>	
議長名の依頼	<input checked="" type="radio"/> 要 <input type="radio"/> 不要	依頼先(名称) 狹山市議会
同行者名	藤井篤保 中川昌也	

※行程表を添付してください。

調査・研修等計画届出書

令和元年6月4日

瀬戸市議会議長様

議員名 松原大介



政務活動として、下記のとおり調査・研修等を実施いたします。

記

期日	令和元年7月22日から7月23日まで（1泊2日）	
調査先・研修名	埼玉県狭山市・東京都豊島区	
会場名（会場所在地）	狭山市役所・豊島区役所	
調査・研修の目的 (今回の調査・研修に係る瀬戸市・自己の現状と課題を踏まえて)	7/23 豊島区 調査項目：公文書管理条例について 調査目的：公文書管理条例は第34条で、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関する必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない」と、地方自治体に対して公文書を適正に管理する施策をとるよう、努力義務を課しています。この法律を受けて、本市においても「公文書管理条例」を制定する必要性があるため。	
議長名の依頼	要 ・ 不要	依頼先（名称） 豊島区議会
同行者名	藤井篤保 中川昌也	

※行程表を添付してください。

調査・研修等報告書

令和元年8月6日

瀬戸市議会議長様

議員名 松原 大介



政務活動として、下記のとおり調査・研修等を実施したので報告します。

記

期日	令和元年 7月 22日から 7月 23日まで (1泊2日)
調査先・研修名	埼玉県狭山市・東京都豊島区
会場名(会場所在地)	狭山市役所・豊島区役所
調査・研修の目的 (今回の調査・研修に係る瀬戸市・自己の現状と課題を踏まえて)	7/22 狹山市 調査項目：市民への議会広報の充実について (CATV 議会情報番組) 目的：開かれた議会とするため、市民に対し更なる議会情報の発信が課題であります。狭山市議会さんでは、CATVを活用し、年12本を撮影し1日4回1週間の放送をされています。番組の企画立案・原稿作成・撮影を議員自らが番組を作成されているので、その手法等の調査研究をするため。
調査先の事業の現状・課題 / 研修で学んだこと・キーワード等	
狭山市議会では CATV と協力し、議会が主体となって番組作成に取り組んでおられる。H25 年当初では年間 12 番組作成し、予算は 1,544,000 円/年であったが、H29 年からは年間 4 番組、予算は 530,000 円/年となっている。予算削減の背景には、CATV 活用による効果測定が難しく（視聴率が測れない）、視聴に関するアンケート調査を行ったが、芳しくない結果であった。 これにより番組数を減らし予算削減の措置をとっている。課題としては、デジタルメディア、ネット配信の利用など、クロスメディアの手法を持って広報活動に取り組むこととされている。	



調査先（主な質疑・応答内容）／研修（受講後の感想）

- Q. CATV を広報ツールとした背景は。
- A. 情報発信の要望、見える化の必要性と、自治会連合会より議員定数削減の要望が出されたことによる議会活動活性化の必要性を受けて。
- Q. 議員にて企画・制作される事になった経緯について。
- A. 議会事務局は運営補佐の立場のため、議員自ら企画制作するものと考えた。とはいえ、事務局にも CATV との連絡調整など多大な協力をいただきながら企画制作を行っている。
- Q. 1番組を企画・制作に要する時間はどれくらい掛かりますか。
- A. 放送予定の1ヶ月ほど前から準備しています。企画についてはその都度行っています。
- Q. 「with ゆう市議会」を企画・制作されるにあたり、ご留意されている点は。
- A. 公平・公正であるよう心掛けている。座って原稿を読むだけというものではなく動きのある内容としている。視察の様子を伝えるなど、議会の外での活動なども伝えている。また、議会だより等とは違う内容になるよう留意している。
- 問題としては、撮影した素材の責任所在について。一般の方の映り込みや、許可の取り方などハードルも多い。また番組制作にあたり議員間の温度差も感じる。

調査・研修の成果・考察

(瀬戸市への反映・自己の能力開発への寄与等)

狭山市議会の広報への取り組みは、CATV の活用・運営など本市においても参考となるものが多々あった。ただし、アンケート結果からも効果がしっかりと出ているかと言えば、そうとは言えない部分も多く、狭山市議会としても課題としていた。本市においては、撮影・編集も含め、CATV 側に任せている部分が多いが、議会主体とすることで、議会事務局の負担は確実に増えるとの指摘もいただいた。

ここからは私見となるが、本市においては、YouTube での議会中継や、Facebook での情報発信、議会だよりの発刊（広報せとと共に全戸配布）、HP の活用、CATV での放送など、ツールとしては充実しており、それぞれにおいて稼働している。議会情報という特性からも、市民の皆様が情報を取りに行こうと思ったときにすぐ取りに行ける、見ることができることが重要であるように思う。そのためには、今あるツールの横連携の強化が、費用をかけずに効果を望める手法かと思う。例えば、Facebook の投稿文面から該当 YouTube ページにすぐ飛べるようにする、議会だよりの各議員の一般質問の文面に QR コードを載せ、該当 YouTube ページへ飛べるようになるなどどうだろうか。

また、狭山市議会の CATV 放送では、視察の様子を動画で流すなど Live 感があり、瀬戸市議会においても、放送の1コーナーに議員がハンディカムで視察の様子を撮ってきたり、議員どおしの掛け合いで紹介や、楽屋潜入ならぬ会派室潜入など、

市民の皆様が見て楽しかったり、議員を身近に感じてもらえたりするような構成を取り入れるのもよいのではと感じた。

調査・研修等報告書

令和元年8月6日

瀬戸市議会議長様

議員名 松原 大介



政務活動として、下記のとおり調査・研修等を実施したので報告します。

記

期 日	令和元年 7月 22日から 7月 23日まで（1泊2日）
調査先・研修名	埼玉県狭山市・東京都豊島区
会場名（会場所在地）	狭山市役所・豊島区役所
調査・研修の目的 (今回の調査・研修に係る瀬戸市・自己の現状と課題を踏まえて)	7/23 豊島区 調査項目：公文書管理条例について 調査目的：公文書管理条例は第34条で、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関する必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない」と、地方自治体に対して公文書を適正に管理する施策をとるよう、努力義務を課しています。この法律を受けて、本市においても「公文書管理条例」を制定する必要性があるため。
調査先の事業の現状・課題 / 研修で学んだこと・キーワード等	
豊島区議会においては、令和元年10月に豊島区公文書管理条例を施行予定である。経緯については、H29年9月の一般質問答弁を契機に、検討委員会の設置、パブコメの実施、条例案を可決、既存の文書管理規定の廃止と公文書管理条例の施行となっている。また、条例化に伴い、100ページ以上に及ぶ文書事務の手引きを作成し、職員への周知、eラーニングによる研修等を行っている。 運用については、事業ごとに分類しフォルダを作成する。そこに文書管理システム（決裁文書）、ファイリングシステム（紙文書）、Xドライブ（電子文書）をまとめ、一元管理する。公文書の範囲としては、①職務上作成又は取得し＜職務＞②組織的に用いるものとして＜組織共用＞③実施期間が保有しているもの＜保有＞としている。また、紙、電子、文字、写真、音声など、形態を問わないとしている。	

調査先（主な質疑・応答内容）／研修（受講後の感想）

Q. 条例の適用を受ける機関は。

A. 区長部局、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び議会です。出資法人は努力義務としている。出資法人については多くの議論がなされた。

Q. 公文書の作成義務について

A. 意思決定の過程や事務の実績について事案が軽微な場合を除いて文書を作成する義務が定められます。事案が軽微な場合とは、①所掌事項に関する単なる照会及び問い合わせに対する対応。②区の実施機関内部又は相互における日常業務の連絡及び打合せ。③文書管理者（課長）が軽微な事案と認めるもの。上記以外の文書は基本的に作成することになる。

Q. 廃棄時の関与について

A. 豊島区公文書等管理委員会において、第三者（学識経験者と区民）のチェックが入ります。

Q. 条例化することにより、まとめる部署などを新設したか。

A. 現状の組織で、総務部の中に文書グループ（計5名）があり、こちらが担う。

Q. 文書管理に係る予算について（瀬戸市は文書保存箱等316千円、廃棄書類等処理料162千円。簿冊用ファイルは各課で予算措置）

A. システム保守委託経費13,932千円、文書保存箱770千円、外部倉庫委託6,215千円、保存文書運搬・廃棄900千円。

調査・研修の成果・考察

（瀬戸市への反映・自己の能力開発への寄与等）

瀬戸市における公文書管理条例の必要性を感じ、今回の視察を行ったが、ハードルの高さを実感したのが正直なところではある。

豊島区においては、H29年の一般質問を契機に条例化へ向けて走り出したわけだが、ポイントの1つとして、H21年に1億800万円の予算を投じ、文書管理システムを構築している点である。これにより、庁内の文書管理におけるガバナンスが一定程度保たれている状態からの条例化へ向けた動きである。また、豊島区の公文書管理条例の目的には、豊島区自治の推進に関する条例をバックヤードとする説明があるが、瀬戸市にはこれにあたる条例（自治基本条例やまちづくり条例）がない現状がある。

では、瀬戸市行政としてどうしていいか。私見としては、文書管理を適切に行うことができる具体策を練る。そうしながらも職員負担も増やさないことはもちろん、減らす、スリム化できないかを検討する。この視点と、もう1つは、瀬戸市においては、意思決定過程が見えないことが問題になっていることから、そこが適正に行われるための方策を練る。その解決策の先に条例化が必要であれば、条例化の検討に入っていく。条例化ありきでの検討ではなく、目的達成のための方策の先に条例化があるということを念頭に、今後も取り組んでいきたい。